

○教育センター条例

昭和32年4月1日

条例第16号

改正 昭和32年6月15日条例第24号

昭和34年2月20日条例第3号

昭和44年6月14日条例第33号

昭和47年3月30日条例第21号

昭和48年4月1日条例第24号

平成15年3月27日条例第2号

平成19年3月23日条例第1号

平成27年3月24日条例第42号

(設置)

第1条 市の教育の伸展を図るとともに、教育への理解を深める目的をもって、教育に関する専門的、技術的事項の研究及び調査並びに教育関係職員の研修を行い、併せて教育に関する情報の提供等を行うための教育機関として、教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育センター（以下「センター」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市教育センター
- (2) 位置 豊中市螢池中町3丁目2番1—600号

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育計画、教育内容及び教育方法につき研究し、及び調査すること。
- (2) 教育関係職員の研修を行うこと。
- (3) 教育資料等の情報の提供及び教育に関する啓発を行うこと。
- (4) 教育資料等を収集し、及び保管すること。
- (5) 教育に関する各種講座を開催すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成のため必要と認めて教育委員会規則により指定された業務

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

第5条 前条に規定する職員の定数は、別の条例の定めるところによる。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの組織及び管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和32年6月15日条例第24号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

[昭和32年11月規則第24号により、昭和32年11月1日から施行]

附 則 (昭和34年2月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年6月14日条例第33号)

この条例は、昭和44年7月14日から施行する。

附 則 (昭和47年3月30日条例第21号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日条例第2号)

この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成15年3月規則第6号により、平成15年4月1日から施行]

附 則 (平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第42号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。